

令和6年度奥州市旅行商品造成及び催行支援事業について（概要）



✓奥州市では、当市を対象とした旅行商品を造成・催行する旅行会社等に補助金を交付します。

【補助対象者】

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている事業者が対象です。
奥州市内・市外の区別なく、全国の事業者が利用することができます。

【補助対象事業】以下の要件を満たす事業が対象です。

- (1) 催行日が令和6年8月1日(木)から令和7年3月2日(日)までであること。
- (2) 奥州市内の有料観光施設等を利用する旅行商品であること。
- (3) 旅行業法第2条第1項に定められている募集型企画旅行であること。
- (4) 補助金の効果を測定するための市の調査等に協力すること。

※ **奥州市内の宿泊施設に宿泊する行程を含む旅行商品の場合は、補助額の加算対象**となります。

【補助金額】	1 要件(1)~(4)を全て満たす旅行商品	2 左記1に加え、奥州市内の宿泊施設に宿泊する旅行商品
補助率	補助対象経費の2分の1以内	
基本補助額 (1人あたり)	5,000円	5,000円
加算補助額 (1人あたり)	なし	3,000円
1人あたり 補助額合計	5,000円	8,000円
補助上限額 (1商品あたり)	250,000円	

【補助対象経費】

- 1 旅行商品の造成に要する経費
 - (1) パンフレット等の作成に係る経費
 - (2) 広告宣伝に係る経費
- 2 旅行商品の催行に要する経費
 - (1) 奥州市内の有料観光施設等への入場料及び体験料
 - (2) 交通費

【事業期間】 令和7年3月14日(金)まで。なお、申請が予算額に達した場合、申請を締め切ります。詳細は市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

奥州市商工観光部商業観光課 担当：井上
TEL：0197-34-1760 Mail：shougyou1@city.oshu.iwate.jp



奥州市 旅行商品造成

